

# 第1章

## 計画策定の趣旨



# 第1章

## 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景と目的

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法<sup>\*</sup>」が成立し、全国の市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられたことから、大崎市（以下「本市」という。）では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「大崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。その後、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、次世代育成支援、少子化対策、学童期の放課後対策等をより一層推進するため、令和2年3月に「第2期大崎市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、「地域で見守り、地域で育て 笑顔あふれる子育て支援を目指して」を目指すべき将来像とし、こども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかしながら、こども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じた様々な困難や新たな課題に対応できずにいるこども・若者が増え、若年無業者（ニート）、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題が深刻化・長期化しています。

また、子育て当事者の子育てに対する負担や不安、孤立感の高まりなどが影響し、若い世代が結婚や子育ての将来展望が描けなくなっている状況です。

このような状況を踏まえ、令和5年4月1日に、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同年12月22日には同法に基づき、こども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども施策に関する大綱（こども大綱）」が閣議決定されました。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すものであり、その実現に向けて、市町村に対し、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を定めることの必要性が示されました。

本市においては、現行の第2期計画の計画期間が令和6年度で最終年度を迎えることから、国の動向と第2期計画からの方向性を踏まえ、引き続きこども・若者施策を総合的に推進するため、新たに「母子保健計画」を包含し、「大崎市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。



## 2 SDGs を踏まえた計画の推進

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGs は、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では SDGs の採択を受け、平成 28 年 12 月に SDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」（平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定）が策定されました。さらに、令和元年 12 月には同指針の改定が行われ、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」をはじめとした 8 つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

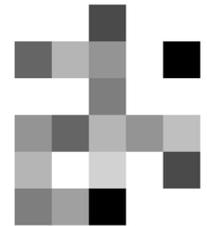
また、内閣府は、自治体による SDGs の達成に向けた優れた取り組みを提案する都市を「SDGs 未来都市」として選定しており、大崎市は「『宝の都（くに）・大崎』の実現に向けた持続可能な田園都市の創生」と題して申請を行い、令和 4 年 5 月 20 日に選定されました。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、共生社会の実現に向け、こども施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

本計画に掲げる取り組みや事業を進める際には、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」の視点に基づき、取り組んでいきます。

### ◆SDGs の 17 の目標

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs 未来都市  
おおさき



### ◆特に本計画と深く関連する目標



### 3 計画の位置づけ

#### (1) 計画の構成

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、次のこども施策に関連する計画等を包括するものとして策定しています。

#### ◆本計画の構成

#### 【こども大綱に示された6つの基本的な視点】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージ\*に応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路\*の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



#### 本計画

##### 大崎市既存計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

母子保健計画

##### 大綱の一元化

子どもの貧困対策計画

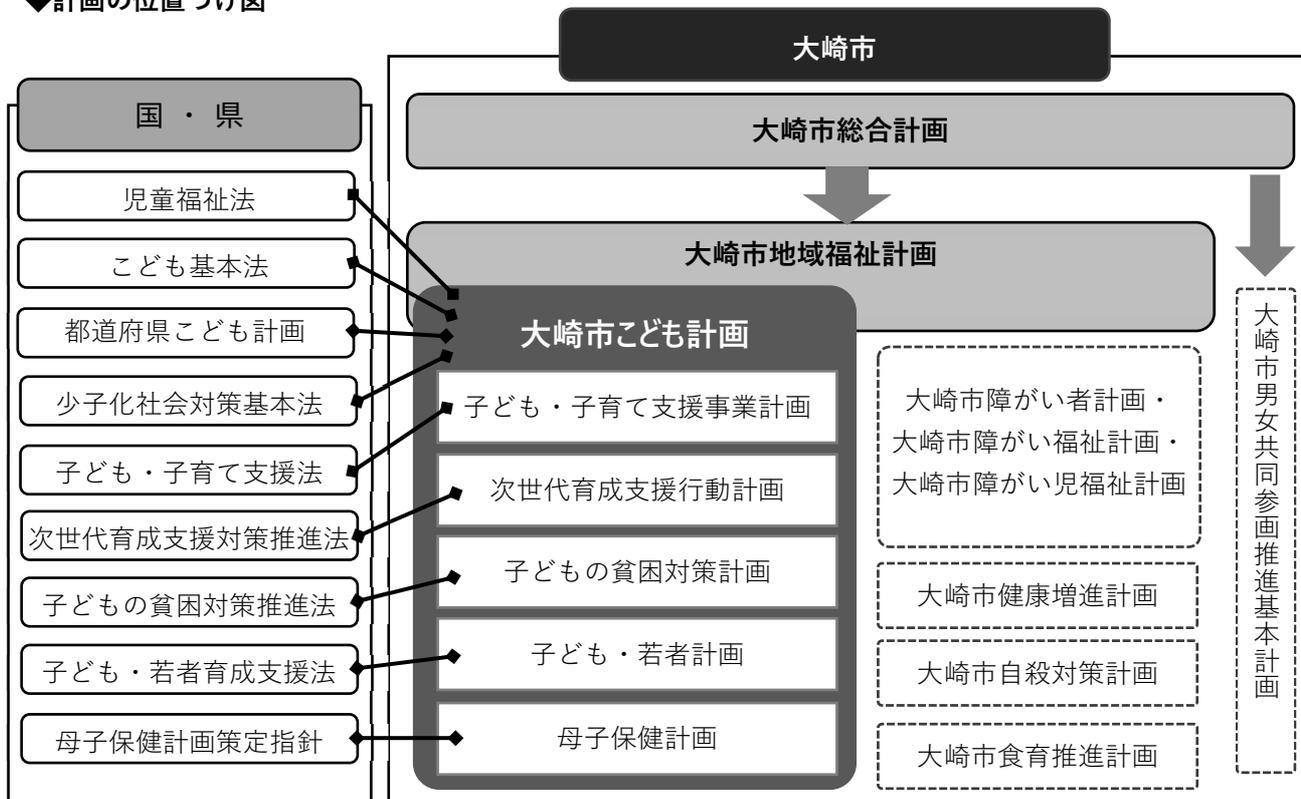
子ども・若者計画



## (2) 他計画との関係

本計画は本市の最上位計画である「大崎市総合計画」と整合を図るとともに、福祉の上位計画である「大崎市地域福祉計画」やその他の各種計画とも整合・連携を図りながら策定しました。また、国や県の法律及び計画とも整合を図り策定しました。

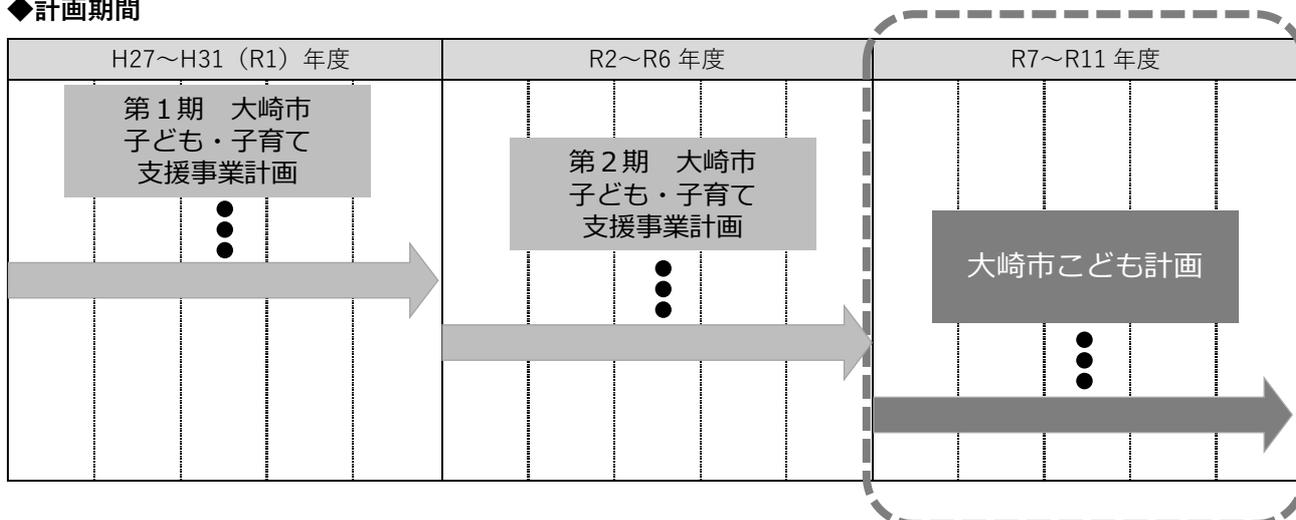
### ◆計画の位置づけ図



## 4 計画期間

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

### ◆計画期間



## 5 計画の対象者

「こども基本法」において、『こども』とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においては、若者の対象年齢についてはおおむね 30 歳台までとしますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

また、本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等も広く対象とします。

なお、本計画における「こども」の表記については、令和 4 年 9 月 15 日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室の事務連絡に基づき、特別な場合を除き平仮名の「こども」と表記しています。特別な場合とは、例えば法令に根拠がある語を用いる場合や事業名、固有名詞を用いる場合、そのほか、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合などとしています。

(例) 事業名：子ども・子育て支援事業、子ども医療費助成

### ◆「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

### ◆「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している\*。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね 18 歳まで)、「青年期」(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。



